

## Q&A  新しい生活様式定着支援補助金

NO	項目	質問	回答
1	対象者	補助金の対象はどのような業種ですか。	市内に事業所を有し営業をしている法人又は個人事業主で次に例示している業種の方が対象となります。 小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運輸業、教育支援業、医療・福祉、不動産業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、複合サービス業 詳細は対象業種一覧をご覧ください。
2	対象者	薬局やドラッグストアは対象となりますか。	薬局やドラッグストアも小売業であるため対象となります。
3	対象者	医療・福祉の分類で、対象となる業種に病院・診療所がありません。どうしてですか。	病院、診療所に関しては、国・県により同様の補助が出されているため、この補助金の対象とはしていません。
4	対象者	対象となる業種に製造業の例示がありません。どうしてですか。	日常的に対人販売や対人サービスを行っている市内の中小企業等の感染症対策を支援する観点から業種を例示しています。製造業であっても受付窓口などで感染症対策に取り組んでいる場合は、対象となります。詳しくは市へご相談ください。
5	対象者	例示されている対象となる業種に該当しませんが、日常的に対人販売や対人サービスを行い、感染症対策に取り組んでいます。対象になりますか。	例示されていない業種でも、日常的に対人販売や対人サービスを行い、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる場合は、対象となる場合があります。詳しくは市へご相談ください。
6	対象者	飯田市外の事業者も対象ですか。	飯田市外に本店を有する事業者であっても、飯田市内に事業所があれば対象です。ただし、市内の事業所における衛生設備及び衛生用品の経費のみが対象となります。
7	対象者	現在、休業していますが対象となりますか。	申請時点で休業している場合でも新型コロナウイルス感染症対策による臨時的な休業であり、今後も飯田市で営業活動を継続していく意思がある場合であれば補助の対象となります。
8	対象者	令和2年4月1日以降に営業を開始した店舗等も対象となりますか。	申請日時時点で営業の実態があれば補助の対象となります。
9	対象者	店舗や商店が対象と聞いていますが、テナントは対象になりますか。	テナント（賃貸借契約による継続的な営業）でも、中小企業等の事業者が、新型コロナウイルス対策に取り組んだときは、今回の補助に申請できる1事業者として対象となります

## Q&A  新しい生活様式定着支援補助金

NO	項目	質問	回答
10	対象者	理美容店に代表されるような、1つの建物に二つの店が同居している場合は、複数店舗となりますか。	建物は一つでも、実態はそれぞれ別の店舗として独立しているという場合については、それぞれ別の店舗とみなして、複数の対象となります
11	申請回数	市内で2店舗経営しています。鼎店では感染症対策を行いましたが、松尾店はこれからです。1店舗ずつ申請できますか。	市内に複数事業所がある場合は、まとめて申請してください。本補助は1事業者あたり1回しか申請できません。複数の店舗等を経営している場合はご注意ください。
12	申請回数	市内で3店舗経営していますが別々に申請して30万円の補助が受けられますか。	市内に複数店舗・事業所がある場合は、まとめて申請してください。市内の複数の店舗で感染症対策に取り組んだ場合の上限は店舗がいくつあっても20万円となります。本補助は1事業者あたり1回しか申請できません。複数の店舗等を経営している場合はご注意ください。
13	対象経費	どのような経費が対象となりますか。	感染防止対策として取り組んだ衛生設備の導入及び衛生用品の購入に係る経費です。具体的には申請要領6に掲載されている経費が対象となります。
14	対象経費	衛生設備と衛生用品との違いは何ですか。	衛生設備は繰り返し継続して使用できるものです。一方、衛生用品は、使い捨てなどの消耗品ととらえています。いずれも、感染予防のための設備及び用品であることが前提です。
15	対象経費	マスクを購入した経費は衛生用品の購入費として補助の対象となりますか。	マスクなど衛生用品の購入のみでは補助の対象となりません。衛生設備の導入を前提として、衛生用品の購入に係る経費も対象とします。
16	対象経費	他の補助金との併用はできますか。	補助対象と同一の経費において、すでに他の補助金の申請をした、または申請を予定している場合は補助の対象となりません。
17	対象経費	空気清浄機の購入は対象になりますか。	ウイルス対策可能な空気清浄機を補助の対象としています。取扱説明書等で確認し、申請する場合は空気清浄機の型番等が分かる写真（型番等が無い場合は取扱説明書の写しなど）を提出してください。
18	対象経費	扇風機の購入は対象になりますか。	換気を目的とした扇風機は補助の対象としています。申請する場合は扇風機の型番等が分かる写真（型番等が無い場合は取扱説明書の写しなど）を提出してください。

## Q&A  新しい生活様式定着支援補助金

NO	項目	質問	回答
19	対象経費	エアコンの購入・更新は対象ですか。	エアコンは原則補助の対象外です。エアコンは、室内の空気を循環させて温度を調整しています。但し、換気機能があるものは補助の対象となりますので取扱説明書等で確認し、申請する場合は衛生設備の型番等が分かる写真（型番等が無い場合は取扱説明書の写しなど）を提出してください。
20	対象経費	申請期限となる11月16日以降に納品される予定で衛生設備の写真が撮れません。対象となりますか。	申請期限間際に購入して申請期限までに納品されず写真が撮れない場合は補助の対象となりません。必ず設置したことが分かる写真が必要です。
21	対象経費	既に感染防止パネルを設置していますが補助の対象になりますか。	対象になります。本補助は令和2年4月1日から令和2年11月16日までに支払った経費を対象としています。本補助が開始される8月時点で既に設置されているものも、遡って対象になります。
22	対象経費	送料、手数料、保証料は対象となりますか。	対象となりません。
23	対象経費	タブレットは対象となりますか。	パソコン、スマートフォン、タブレット、ハードディスク、サーバーの購入のほか、汎用性があり新型コロナウイルス感染症対策の目的外で使用可能なものは対象となりません。
24	対象経費	衛生設備の設置に伴う工事費用は対象になりますか。	衛生設備の設置に伴う工事などに要した費用は補助の対象とします。
25	対象経費	4/1以降に購入し壊れてしまった衛生設備は対象になりますか。	4/1以降に購入し壊れたとしても、修繕し使用できるようになったときには購入費を対象経費とします。これに関わる修繕費は対象としません。
26	対象経費	リースは補助の対象となりますか。	感染予防対策として衛生設備等を設置した場合のリース代は補助の対象になりますが、令和2年4月1日から11月16日までに支払ったことがわかる領収書等の証拠書類が必要です。また補助の対象は令和2年4月1日から11月16日までの契約期間に対するリース代となるため、申請する場合は、契約期間などが分かる契約書の写しを添付するほか、補助の対象となる期間について日割り計算をしてリース代の対象金額を計算していただく必要があります。詳しくは市へ問い合わせください。
27	対象経費	飛沫感染防止パネルを外注した場合は衛生設備として対象になりますか。	衛生設備を外注した場合も補助対象となります。外注先に支払ったことが分かる領収書などを提出してください。

## Q&A  新しい生活様式定着支援補助金

NO	項目	質問	回答
28	対象経費	透明ビニールカーテンを自作した場合は衛生設備として対象になりますか。	衛生設備を自作した場合は材料費のみ補助対象となります。材料費の領収書などを提出してください。
29	補助金額	補助額はいくらですか。	補助の割合は、補助対象経費の10分の8とし、補助金の上限額は事業所1か所で取り組んだ場合10万円（うち衛生用品5万円）、複数の事業所で取り組んだ場合20万円（うち衛生用品10万円）です。
30	補助金額	補助金の算定額の千円未満は切捨てと書いてありますが、どの時点で切り捨てるのですか。	補助金交付申請書の裏面にあるように、衛生設備（イ）、衛生用品（エ）のそれぞれの額を計算した時点で千円未満を切捨てとします。
31	領収書	銀行振込で支払ったため、領収書がありませんが、振り込んだ際の控えでもよいですか。	振込の控えと経費の内容が分かるもの（通帳の振り込みが分かる部分のコピーなど）を合わせて提出してください。
32	領収書	上記で、対象にならないものと合算して支払っている場合はどうなるのか。	対象物を支払ったことが分かるように印を記載した明細をコピーしてください
33	領収書	クレジットカードやキャッシュレス決済で支払いましたが、領収書を発行してもらえません。どうしたらよいでしょうか。	購入内容及び支払済の確認が必要となります。支出した日付、品名、金額（税抜）の3点がわかる明細等を提出してください。
34	領収書	対象にならない経費が混在している領収書やレシートしかありませんが、証拠書類になりますか。	補助の対象となる経費が識別できれば証拠書類になります。対象となる箇所に印をつけるなどわかるようにして提出してください。
35	領収書	領収書・レシートは原本を提出しないとだめですか。	購入内容、支払った日付及び支払金額が確認できれば原本と写しのどちらでも構いません。なお、原本であっても返却はできません。
36	領収書	支払いを確認できる書類を破棄してしまいました。申請できますか。	申請には領収書、レシート等支払いが確認できる書類が必要です。これらの書類が無い場合は申請できません。
37	領収書	購入から時間がたっているため、感熱紙のレシートの印字が薄くなってしまい、うまくコピーが取れません。どうすればよいですか。	購入内容、支払った日付及び支払金額の確認ができる書類が必要となります。これらの確認ができないと申請はできません。

## Q&A  新しい生活様式定着支援補助金

NO	項目	質問	回答
38	消費税	購入した金額に消費税が含まれている場合は対象となりますか。	消費税及び地方消費税額は対象経費に含みません。必ず税抜金額を記載してください。
39	支払期間	対象となる経費の支出期間はいつまでですか。	令和2年4月1日から令和2年11月16日までの間に、実際に支払った費用が対象となります。提出していただく領収書等で、この期間内に支払われたかなどを確認できることが必要です。
40	提出書類	運転免許証のコピーは裏面も必要ですか。	裏面に記載がなければ不要です。記載がある場合は表裏両面のコピーをお願いします。
41	申請書	法人の場合は、押印は会社印でよろしいですか。	代表者印をお願いします。
42	写真	衛生用品の領収書はありますが、用品は使いきっており写真撮影をすることができません。領収書のみで申請は可能ですか。	衛生用品については写真の提出は不要です。領収書のみで申請は可能です。
43	写真	購入した物品等の写真はどのようなものを提出すればよいですか。	次の3つの写真の提出が必要です。 ①衛生設備が設置されている事業所（施設・店舗）の写真 ②衛生設備が設置されている様子が分かる写真（複数の場合は、その設備すべて） ③衛生設備の型番等が分かる写真 型番がないものは取扱説明書の写しを添付してください。また、ビニールカーテンやつい立てなどを自作又は外注した場合のように取扱説明書がない状況であれば、設置後の写真を提出してください。
44	写真	所有する2つの店舗で同様の取り組みを行いました。写真は1店舗分のみ提出すればよいですか。	取組が2店舗で行われている場合は2店舗分の写真を提出してください。